

令和8年1月20日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市上下水道事業審議会
会長 持田 和夫

水道料金及び下水道使用料の改定について（答申）

令和8年1月9日付狭経発第144号にて諮問のあった「水道料金及び下水道使用料の改定」については、慎重に審議を重ねた結果、本市の上下水道事業の現状を踏まえ、やむを得ないものと判断し、適当と認めます。

答 申

本市の上下水道事業においては、水道事業は平成12年に料金改定を、下水道事業は平成31年に改定して以来、消費税の改定を除き、現行料金や使用料を維持し、経営努力により健全経営を継続してきた。

しかし、近年の人口減少や節水意識の定着、産業構造の変化による料金収入、使用料収入の減少に加え、老朽化が進む管路や施設の更新時期を迎えていること、また、埼玉県水道用水供給事業による水道用水料金や埼玉県流域下水道維持管理負担金が改定となるなど様々な課題に直面しており、上下水道事業を持続可能な運営としていくためには、必要な財源を確保していく必要がある。

本審議会では、安定かつ健全な経営を確保するため、「水道料金及び下水道使用料の改定」について、慎重に審議を重ね、様々な意見を集約し、下記のとおり概ね妥当な内容であるとの結論に至りました。

なお、答申にあたり、下記のとおり、改定案に対する意見・要望を付すので十分留意されたい。

1. 審議結果（結論）

「水道料金及び下水道使用料の改定」について審議した結果、本改定はやむを得ないものと判断し、改定案の内容は適当と認める。

2. 審議内容と意見集約

(1) 水道料金について

① 水道料金改定時期

今後の収支状況を「第2次狭山市水道事業経営戦略計画」の中で試算した結果、耐用年数を迎える施設等の更新とともに埼玉県水道用水供給事業における受水費が令和8年度から改定（改定率21%）となることで、令和8年度には経常収支が純損失に転じ資金不足となること、また、条例改正に伴い市民への十分な周知期間を要することから、水道料金の改定時期を令和8年10月1日からとすることは適当であると考えます。

② 料金改定率

水道料金算定要領（令和7年2月版 日本水道協会）に則り算定期間を令和8年度から令和11年度の4カ年とした結果、本料金改定により狭山市水道事業経営戦略計画の目標である経常収支比率及び料金回収率100%は達成可能となる見込みであることは確認することができた。

一方で、目標の一つである内部留保資金25億円を確保することは困難ではあるものの、下水道使用料との同時改定による市民の経済的負担への影響に配慮し、資産維持率を1.9%に設定し、平均改定率を29.7

5%とすることはやむを得ないものと判断し、適当であると考えます。

③ 使用水量に影響されない料金体系（基本料金・従量料金の割合）

現在の水道料金体系は、水使用の有無にかかわらず使用者が負担する基本料金（固定費）22%と使用水量に応じて使用者が負担する従量料金（変動費）78%の比率で構成されている。

今後の経営安定化を図るためには、当該比率を見直す必要はあるものの、特定の使用者への負担が増大する恐れがないよう、段階的に基本料金の比率を40%へ近づけるよう配慮することは妥当であると考えます。

④ 原価割れの水量区分の改善

小口径かつ少量使用者においては、水道料金供給単価が水道水を作る費用を下回る原価割れが生じており、その幅が大きい状態は使用者間の不公平感を招く恐れがあることから、原価割れの水量区分の改善に取り組むことは必要であると考えます。

⑤ 少量使用者への緩和措置

水道法施行規則では、水道の需要者相互の負担の公平性を勘案して料金設定をしなければならないとされている。しかしながら、基本料金の割合を一定程度上げると、少量使用者への経済的負担が大きくなる恐れがある。

このことから、昨今の物価高騰等の状況を勘案し、従量料金の改定にあたっては、1調定20m³に満たない少量使用者への負担軽減を図ることは必要であると考えます。

(2) 下水道使用料について

① 下水道使用料改定時期

今後の収支状況を「第2次狭山市下水道事業経営戦略計画」の中で試算した結果、本市の汚水処理に係る費用である埼玉県流域下水道維持管理負担金が令和7年度及び令和8年度に段階的に改定となることで、令和8年度には経常収支が純損失に転じること、また、条例改正に伴い市民への十分な周知期間を要することから、下水道使用料の改定時期を水道料金の改定と同じ令和8年10月1日からとすることは適当であると考えます。

② 使用料改定率

「第2次狭山市下水道事業経営戦略計画」の中で必要な費用を試算すると、本使用料改定により狭山市下水道事業経営戦略計画の経営目標である経常収支比率100%、内部留保資金30億円を確保する目標は達成可能となる見込みであることは確認することができた。

一方で、経費回収率は100%を下回るものの、水道料金との同時改定による使用者の経済的負担への影響に配慮し、平均改定率9.86%とすることはやむを得ないものと判断し、適当であると考えます。

③ 排除水量に影響されない使用料体系

現在の下水道使用料は、基本使用料（固定費）30%、従量使用料（変動費）70%の比率で構成されている。今後の経営安定化を図るためには、当該比率を見直す必要はあるものの、特定の使用者への負担が増大する恐れがないよう配慮して、段階的に基本使用料の比率を高めていくことは妥当であると考えます。

④ 原価割れの水量区分の改善

低排除量の使用者では、下水道使用料が汚水処理に必要な費用を下回る原価割れが生じており、その幅が大きい状態は使用者間の不公平感を招く恐れがあることから、原価割れ水量区分の改善に取り組むことは必要であると考えます。

⑤ 少量使用者への緩和措置

基本使用料の割合を一定程度上げると、少量使用者への経済的負担が大きくなる恐れがある。

このことから、昨今の物価高騰等の状況を勘案し、従量使用料の改定にあたっては、1調定20m³に満たない少量使用者への負担軽減を図ることは必要であると考えます。

3. 水道料金及び下水道使用料改定案

別表の水道料金及び下水道使用料改定（案）は、妥当なものと判断します。

4. 付帯意見

(1) 本改定に関する市民への周知にあたっては、様々な手段を用いて丁寧な周知に努め理解を得るよう取り組まれない。

(2) 水道料金及び下水道使用料の改定にあたっては、同時改定による使用者への経済的負担が過重とならないよう配慮していただきたい。

(3) 水道事業では、「経常収支比率」、「料金回収率」を、また、下水道事業では、「経常収支比率」、「内部留保資金」について、上下水道経営戦略計画で掲げる経営目標を達成できる改定率であることは確認できた。

しかしながら、水道事業では「内部留保資金」、下水道事業では「経費回収

率」が経営目標未達成となる見込みであることから、上下水道事業が持続可能な運営となるよう、事業費の増加や物価高騰等の社会情勢の変化を見据え、事業運営のさらなる効率化を図るとともに、定期的に水道料金及び下水道使用料の適正化を検討するなど、経営基盤の強化に努めていただきたい。

(4) 本市の将来人口の見通しや今後の企業立地、土地利用の動向など、関係部署との連携を深化させて、都市計画やまちづくりに沿った事業運営に努めていただきたい。

(5) 上下水道は、市民の日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、その機能が損なわれることは、地域社会に多大な影響を及ぼすことになる。

このことから、国及び県の動向を注視し、市民の生活基盤である上下水道サービス水準の維持向上を図るとともに、施設、管渠等の老朽化対策を着実に推進されたい。

別表

【水道料金改定案】

用途	基本料金		従量料金	
	料金 水道メーターの口径	金額（2カ月あたり）	使用水量	金額 [1立方メートルにつき]
一般用	13ミリメートル	2,088円	20立方メートルまでの分	18円
	20ミリメートル	2,778円	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	133円
	25ミリメートル	4,158円	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	194円
	30ミリメートル	7,200円	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	241円
	40ミリメートル	11,400円	100立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	281円
	50ミリメートル	33,000円	1,000立方メートルを超える分	323円
	75ミリメートル	57,000円		
	100ミリメートル	82,500円		
	150ミリメートル	178,920円		
	200ミリメートル	379,620円		
250ミリメートル以上	管理者が定める額			
公衆浴場用			1立方メートルにつき130円	
臨時用			1立方メートルにつき380円	

【下水道使用料改定案】

汚水の種別	基本使用料	従量使用量	
		排除量	金額（1立方メートルにつき）
一般汚水	1,620円	20立方メートルまでの分	6円
		20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	90円
		40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	100円
		60立方メートルを超え200立方メートルまでの分	125円
		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	144円
		1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	173円
		2,000立方メートルを超える分	202円
浴場汚水	8,000円	200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	45円
		1,000立方メートルを超える分	65円